

はじめに

第1節 計画策定の趣旨

今日、全国的に市町村合併が議論され、いわゆる平成の大合併が進展する中、平成17年3月22日、湯沢市、稲川町、雄勝町及び皆瀬村が合併し、新湯沢市が誕生しました。

4市町村による合併協議では、将来像を「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえるあたたかなまち」とした「湯沢市まちづくり計画(新市建設計画)」が策定され、市ではこの計画をまちづくりの指針とし行政運営を行っています。

しかし、合併という地方自治体の枠組みの再編に加えて、「三位一体改革」が推進される中、少子高齢化対策、産業振興対策、行財政改革の推進など、重要で緊急な課題への対応が迫られているとともに、合併後の新たな課題、市民ニーズに的確に対応することが求められています。

このようなことから、新しいまちづくりを総合的に進めていくため、「湯沢市まちづくり計画」を基本とするとともに、合併後の市民ニーズを踏まえ、市政運営の指針として湯沢市総合振興計画を策定するものです。



第2節 計画の構成と期間

湯沢市総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想



期間：平成19年度～平成28年度（10年間）

基本構想は、長期的な展望の下、市が目指すまちづくりの基本理念を示すとともに、将来像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向を定めるものです。

基本計画



期間：【前期】平成19年度～平成23年度（5年間）

基本計画は、計画期間を前期（5年）、後期（5年）とし、基本構想を具体化するための基本的な施策を体系的に明らかにしたものです。

実施計画



期間：平成19年度～平成21年度（3年間）その後毎年度見直し

実施計画は、基本計画で定める施策を計画的に実施するために必要な事業を明らかにするとともに、具体的な事業の年次計画を示すものであり、社会経済情勢などの変化に応じて、毎年度、見直ししながら、施策の実効性の確保に努めるものです。

